

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の概要

令和8年法律第44号
令和8年6月19日公布

背景・課題

- ・ **ポリ塩化ビフェニル（PCB）**とは、絶縁性等の性質を持つ油状の物質で、かつて様々な**電気機器の絶縁油等**に**使用**された。体内に蓄積し様々な症状※¹を引き起こす**毒性**が明らかとなり、昭和47年以降は**製造禁止**。
- ・ その適正な処理を図るため、**PCB特別措置法**において、**高濃度**※²・**低濃度**に**区分**し、それぞれ処分期間内の処分を義務付けてきた。
- ・ 高濃度PCB廃棄物は、国100%出資の**JESCO**※³の**処理施設において処理**を行っており、令和8年3月末で終了。今後、少量・散発的に発生する**PCB廃棄物の取扱いを定める**必要。
- ・ 低濃度PCB廃棄物は廃棄物処理法に基づく**環境大臣認定の無害化処理施設等において処理**を実施。**使用中の低濃度PCB使用製品**は相当数存在し、今後も**低濃度PCB廃棄物は相当数発生**。

※¹ 吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など

※² 主に5,000mg/kg超

※³ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（国100%出資の特殊会社）

PCBを含む機器の例



変圧器



コンデンサ



蛍光灯安定器

改正内容

（PCB法の改正）

＜高濃度PCB＞

- ・ JESCOの事業終了後、新たに発見される高濃度PCB廃棄物に備えて**処分期間の規定を見直す**※。
- ・ **今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分**※。

※ 発見後に一定期間内の処分を義務付ける

※ 民間処理施設での処理に係る基準等は廃棄物処理法の告示改正で措置

＜低濃度PCB＞

- ・ 使用終了後の適正な処分を図るため、**低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度を創設**。

（JESCO法の改正）

- ・ 高濃度PCB廃棄物の処理が完了するため、JESCOのPCB処理事業等を廃止。



JESCO
北海道事業所

施行スケジュール

- ・ 令和9年4月1日（改正JESCO法の施行は政令で定める日）に施行。